

後期高齢者医療保険制度の保険料

■低所得世帯に対する軽減判定式の見直し

所得が一定額以下の世帯に対して、均等割額を7割、5割、あるいは2割軽減することで、低所得者世帯の負担を少なくする制度です。令和7年度は、次のとおり軽減判定式が見直されます。

軽減割合	軽減判定式
7割軽減	前年の世帯所得 ≤ 基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数* - 1)
5割軽減	前年の世帯所得 ≤ 基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数* - 1) + (30.5万円 × 被保険者数)
2割軽減	前年の世帯所得 ≤ 基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数* - 1) + (56万円 × 被保険者数)

※給与所得者等の数は、次のいずれかの条件を満たす者の合計数をいい、いない場合は1とします。

- ・給与収入額が、55万円を超える者
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

■問い合わせ先 栃木県後期高齢者医療広域連合
☎028(627)6805

納税通知書の発送

コンビニや金融機関、PayPay、クレジットカード、地方税統一QRコードでもお支払いできます。

■固定資産税・都市計画税

納税通知書とあわせて課税明細書を送付します。所有物件数(土地の筆数、家屋の棟数の合計)が16件を超える方には、別途送付します。課税物件に誤りがないかご確認ください。

■発送日 5月2日(金)

■納期限・口座振替日

(全期前納分と第1期分) 6月2日(月)

■軽自動車税(種別割)

■発送日 5月2日(金)

■納期限・口座振替日 6月2日(月)

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8892

自動車税(種別割)の納期限は6月2日です

コンビニや金融機関、県税事務所窓口での納付の他に、クレジットカードやスマートフォン決済アプリ(PayPayなど)でもお支払いできます。

■納税通知書発付日

5月1日(木)

■納期限 6月2日(月)

■自動車税の減免

障がい程度など一定の要件のもとに減免制度があります。詳細はお問い合わせください。

■問い合わせ先

栃木県税事務所

☎0282(23)3411

継続検査(車検)時の納税証明書の提示は原則不要

二輪の小型自動車(排気量250cc超の二輪車)及び四輪、三輪の軽自動車は、軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)の対象です。そのため、継続検査窓口での納税証明書の提示は原則不要です。

■紙の納税証明書が必要になる場合

- ・納付したばかりで、軽JNKSに納付情報が登録されてない場合
- ・中古車の購入直後の場合
- ・他の市区町村へ引っ越した直後の場合
- ・対象車両に過去の未納がある場合

※令和7年度軽自動車税(種別割)の車検用納税証明書は、金融機関からの収税処理が確認され次第、税務課窓口にて無料で発行できます。申請時に車検証(写し可)をご提示ください。

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8892

広告

エゴでおトクな ケーブルテレビの電力サービス
『ホームタウンでんき』
2025年より電気料金を
さらに値下げしました!!
料金のシミュレーションもできます! お問い合わせはこちら
ケーブルテレビ栃木 0120-25-1819

広告

■相続 ■遺産分割 ■生前贈与 ■遺言書作成
相続税申告も財産の名義変更も一括安心のサポート

飯野 洋 税 理 士
行政書士事務所

相談無料 お気軽に!
下野市下古山2328-22
TEL.0285-29-7561
http://www.iinokaikei.jp